

4月から

「ねんきん定期便」が始まりました

4月から、社会保険庁は、国民年金および厚生年金に加入している方に、「ねんきん定期便」の送付を始めました。

これは、加入者一人ひとりに対し、保険料納付実績や年金額の見込みなど、年金に関する個人情報を分かりやすくお知らせし、現役世代、特に若い世代の方に保険料負担と年金給付の関係を実感していただくことを目的として、毎年誕生月に送付するものです。

◎定期便の通知内容

「ねんきん定期便」には次の項目についての内容が記載されています。

- ① 年金加入期間（加入月数、納付済月数など）
- ② 50歳未満の方には加入実績に応じた年金見込額、50歳以上の方には「ねんきん定期便」作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額（年金受給中の方には年金見込額は通知されません）
- ③ 保険料の納付額（加入者負担分累計）
- ④ 年金加入履歴（加入制度、事業所名、加入者資格取得・喪失年月日など）
- ⑤ 厚生年金のすべての期間の月ごとの標準報酬月額、賞与額、保険料納付額
- ⑥ 国民年金のすべての期間の月ごとの保険料納付状況（納付、未納、免除などの別）

なお、平成22年度以降においては、右の①～③については更新して通知され、⑤、⑥については直近1年分が通知されます。また、節目年齢（35歳、45歳、58歳）の方には、今年度と同じ内容のものが更新して通知されます。

◎送付用封筒

年金記録に漏れや誤りがある可能性のある方にはオレンジ色の封筒で、それ以外の方には水色の封筒でお送りしています。どちらの封筒を受け取った場合でも必ず内容をご確認ください。

◎定期便に同封されるもの

⑦ 「ねんきん特別便」に回答していただいていない方には、回答をお願いする文書を同封しています。特に、ご本人のものである可能性の高い加入記録がある方には、その加入期間の取得または喪失の年月日などの「お知らせ」を同封しています。

⑧ 平成19年度に送付された「ねんきん特別便」（名寄せ特別便）に「訂正なし」と回答された方のうち、ご本人のものである可能性の高い加入記録がある方には、その加入期間の取得または喪失の年月日などの「お知らせ」を同封して再確認をお願いしています。

⑨ 厚生年金の加入期間がある方のうち、標準報酬月額などをさかのぼって訂正した事跡がある方には、該当する加入記録についての「お知らせ」を同封してご確認をお願いしています。

◎年金加入記録回答票

「ねんきん定期便」には、加入記録を確実なものにするための「年金加入記録回答票」が同封されています。この回答票には次の2種類があります。

- ④ 前記⑦、⑧の文書・お知らせが同封された方および58歳の方に送付する回答票（水色の回答票）……年金加入記録について漏れや誤りの有無にかかわらず、必ず回答してください。
- ⑨ 前記⑨のお知らせが同封された方および前記⑦、⑧の文書・お知らせが

同封されていない方に送付する回答票（白色の回答票）……年金加入記録について漏れや誤りがあったときのみ回答してください。

◎分からないことや疑問点がある場合

「ねんきん定期便」について、回答前に分からないことや疑問点がある場合は、ねんきん定期便専用ダイヤル（☎0570・058・555）に電話で相談することもできます。

〈受付時間〉

- ・月～金曜日 午前9時～午後8時
- ・第2土曜日 午前9時～午後5時
- （祝日および12月29日～1月3日はご利用できません。）

※一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず、市内通話料金のみで利用できます。

※一部のIP電話またはPHSからのダイヤル先は（☎03・6700・1144）。

また、お近くの社会保険事務所または年金相談センターでも受け付けています。

△照会先▽

▽美濃加茂社会保険事務所（美濃加茂市太田町2910・9 ☎057428181）
▽岐阜年金相談センター（岐阜市香蘭2・23オーキッドパーク西棟3階 ☎058・254・8555）